

○江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正について

1 成年後見制度利用支援事業の変遷について

【高齢者】

平成 13 年度 介護予防・地域支え合い事業のメニューの一つとして創設

平成 18 年度 介護保険制度の地域支援事業の任意事業の一つに位置付け

平成 20 年度 利用条件の緩和

「市長申立ての事案のみ」→「本人申立・親族申立ての事案」も対象
厚生労働省老健局「成年後見制度利用支援事業に関する照会に
ついて」(H20.10.24)

【知的障がい者・精神障がい者】

平成 14 年度 成年後見制度利用支援事業の対象

平成 18 年度 障害者自立支援法の地域生活支援事業の中で任意事業として位置付け

平成 20 年度 利用条件の緩和

「市長申立ての事案のみ」→「本人申立・親族申立ての事案」も対象
厚生労働省社会・援護局「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等
について」(H20.3.28)

平成 22 年度 障害者自立支援法の改正

障害者自立支援法上の地域生活支援事業の中で必須事業化(H24.4.1 施行)

2 本委員会での成年後見制度利用支援事業についての対応経過

●【第1回開催(H28.10.5)】 検討事項:成年後見制度ニーズ調査結果

「成年後見制度を利用しやすくするために期待する機能や役割は何ですか?」の問い
に対して、高齢者・障がい者関連施設(回答者)いずれも、「申立費用や報酬などの助成」
の回答が最も多く、次に「利用手続きに関する相談支援」が続く。

●【第2回開催(H28.11.1)】 検討事項:「その他」での出席者コメント

「成年後見制度が有効であると認められるにも関わらず、費用負担が困難なこと等から
利用できないといった事態を防ぐためにも要綱の改正は必要である。国から市長申立て
に限定すべきでない」と文書が出ている。今後の検討が必要であると思われる。」

●【第3回開催(H28.12.19)】 検討事項:「謝金支給の有無」での出席者コメント

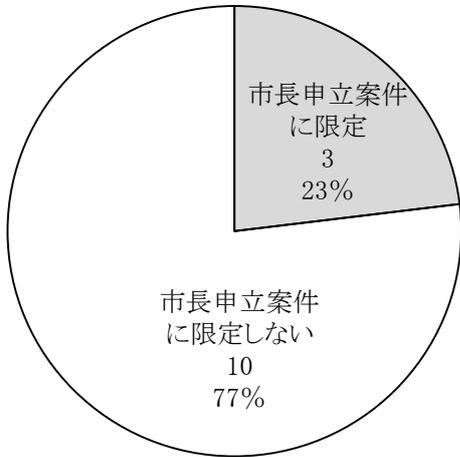
「成年後見制度利用支援事業では、低所得者でご自身で報酬を負担できない場合に、
国のモデルとして、在宅生活者は 28,000 円、施設入所者は 18,000 円と助成額を示して
いる。それを準用し、謝金月額を分けているのだと思う。回数でなく月額にした方が事務
は容易である」

●【第3回開催(H28.12.19)】 検討事項:「後見報酬付与申立の有無」での出席者コメント

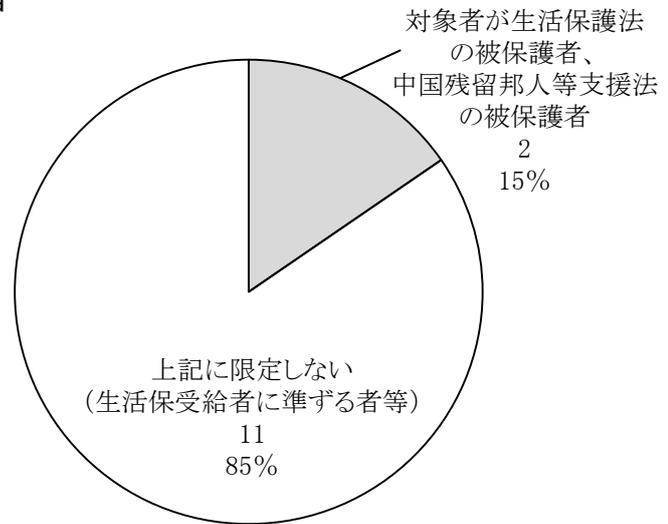
「生活保護受給者等以外の一般の方も成年後見制度利用支援事業の対象にするか
検討が必要だと考える。」

3 道内後見実施機関設置済の13市(H28.11 現在)の利用支援事業の運用状況

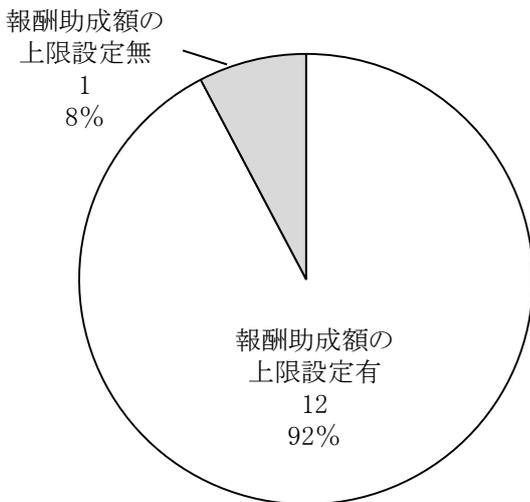
(1) 申立ての方法



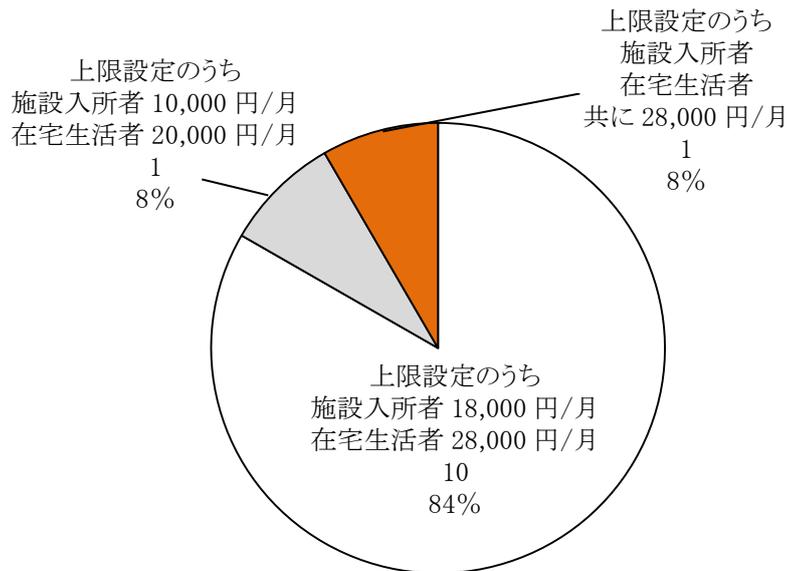
(2) 対象者



(3) 報酬助成額の上限設定の有無



(4) 上限設定の内容



※ 上限設定については、平成14年2月12日付け全国高齢者保健福祉介護保険関係主管課長会議資料において、厚労省が参考単価として示した金額（施設 18,000 円、在宅 28,000 円）を月額上限としている市が多い。また、報酬額のためやすとして東京家庭裁判所で公表している基本報酬 20,000 円を準用していると思われる市もある。

4 成年後見制度利用支援事業実施要綱改正の方向性について

成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、費用負担が困難なことから利用できないといった事態を防ぐためにも早急な要綱の改正が必要である。

後見実施機関の設置とともに、市長申立制度運用の迅速化や利用支援事業の対象者拡大等の見直しにより、成年後見制度を円滑に利用する環境を迅速に整備することが求められている。

5 改正内容

(1) 助成対象者について

現 行	改正案
<p>【要件①】 市長申立案件に限定</p> <hr/> <p>【要件②】 生活保護受給者、中国残留邦人等支援法による支援給付受給者その他市長が特に必要と認める者</p>	<p>【要件①】 市長申立案件に限定しない</p> <hr/> <p>【要件②】 (1)生活保護受給者 (2)中国残留邦人等支援法による支援給付受給者 (3)後見制度の申立て費用及び成年後見人等に対する報酬を支払うことで、生活保護受給要件の対象になる者 (4)資産、収入等の状況から、前3号に準ずると市長が認める者</p>

(2) 申立てに係る助成対象費用の内訳について

現 行	改正案
<p>後見人等を選任するための申立てに係る費用</p>	<p>(1)審判申立てに係る収入印紙に要する費用 (2)通信用の郵便切手に要する費用 (3)鑑定料(医師等による精神の状況に関する鑑定を行った場合に限り。) (4)戸籍謄本、住民票又は登記事項証明書の交付に係る手数料 (5)診断書の作成に要する費用</p>

(3) 後見人等の報酬額の助成上限額について

現 行	改正案
<p>後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成する</p>	<p>成年後見人等の報酬に対する助成額は、次の区分ごとに定める上限と、家庭裁判所が決定する金額のうち、いずれか低い方の金額とする</p> <p>(1)在宅生活者 (2)施設等入所者</p>

改正

平成20年3月31日

平成21年3月2日

平成24年3月30日

平成24年12月28日

平成26年8月5日

江別市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「対象者」という。）を保護するため、対象者が行うべき法律行為等について後見、保佐又は補助する者（以下「後見人等」という。）を選任するために要する費用の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が後見、保佐又は補助の選任に係る審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う者のうち、生活保護受給者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者その他市長が特に必要と認める者とする。

(対象費用)

第3条 助成の対象となる費用は、後見人等を選任するための申立てに係る費用及び後見人等の報酬（以下「審判申立費用等」という。）とする。

(助成金の申請)

第4条 助成を受けようとする者又はその者が属する世帯の世帯主等は、成年後見制度申立等費用助成申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の市民税課税証明書

(2) 生活保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給していることが確認できる書類

(3) その他市長が求める書類

2 市長は、前項各号に規定する添付書類のうち事実を公簿等によって確認することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該添付書類の提出を省略することができる。

(助成金の決定)

第5条 市長は、前条に規定する成年後見制度申立等費用助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、成年後見制度申立等費用助成金交付（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(審判申立費用等の助成額)

第6条 市長は、助成対象者に対し家庭裁判所が発行した審判申立費用等の金額を証明する書類（以下「証明書類」という。）に基づき、後見人等を選任するための申立てに係る費用については当該金額を限度に助成し、後見人等の報酬については家庭裁判所が成年後見人等の報酬付与の

審判申立てで決定した対象者が負担する後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成するものとする。

(審判請求の手続き)

第7条 市が行う審判請求に係る申立書、添付書類その他の手続きは、家庭裁判所の定めるところによる。

2 市長は、審判請求の手続において、家庭裁判所の定めるところにより、当該裁判所に予納すべき費用があるときは、前項の規定にかかわらず、当該費用についてあらかじめ助成することができる。ただし、助成対象者又は後見人等は、審判請求の手続の終了後速やかに証明書類を市長に提出しなければならない。

(後見人等の報告義務)

第8条 審判申立費用等の助成を受けている対象者又は後見人等は、助成対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止)

第9条 市長は、前条の規定により対象者の資産状況、生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅若しくは変化したと認めるときは、助成の中止又は助成の金額を増減させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月2日)

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月5日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

様式 (省略)